

台湾の世界保健機関（WHO）への加盟を求める意見書

台湾は沖縄県に一番近い国で、文化・経済など長い交流の歴史があり令和元年度の海外からの観光旅行者約 250 万人のうち約 86 万人（35%）が台湾からの旅行者で占められている。糸満市においても台湾人戦没者慰霊碑があり、毎年の慰霊祭には、台湾からの要人と多くの方々が参拝し、その後、様々な交流が行われてきた。また日本の自然災害発生時には、台湾から緊急支援活動（救助や医療物資等）が迅速に提供されている。

昨年末、中国武漢市でヒト-ヒト感染が確認されWHOが「パンデミック（世界的大流行）」と宣言した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）でも台湾は日本に様々な支援活動を行うなど互いに深い絆で結ばれている。

この新型コロナウイルス感染症において、WHOへの参加を認められていない台湾はWHOとの情報共有ができない最悪の状況の中で、独自に情報を収集し入国時での検疫強化、専門家会議の開催、非常対策本部の設置等を早期に行い、国がマスクを一元管理し安価で配給するなど、感染拡大防止対策を的確に推進し感染者の大幅な増加の抑え込みに成功している。

WHO憲章は「人権、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつである」と掲げている。今後、第2波、第3波の流行が懸念される中では、これまで以上に各国が情報の共有や感染予防対策に連携・協力し、世界中どの国や地域においても情報・感染予防対策等に政治的な空白地をつくらないことが重要である。

これを推進するためにも今回の新型コロナウイルス感染症抑え込みに成功した台湾の感染拡大防止策のノウハウをWHOや各国の専門家と情報共有することが必要であり、世界のあらゆる感染症防疫対策に大きく貢献することになる。

よって、国においては、台湾のWHOへの加盟を支持し必要な支援のため、下記のとおり取り組まれるよう強く要望する。

記

台湾のWHOへの加盟支持を表明する各国と連携し、新規加盟国について承認の権限を有するテドロス事務局長はじめWHO事務局への働きかけを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月3日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、
厚生労働大臣